

# 地方行財政関係

## 1 地方分権・規制改革の推進

(内閣府, 総務省, 財務省)

### 【提案の要旨】

- 1 真の地方自治を実現するため, 更なる地方分権及び行政改革を推進すること。
- 2 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合においては, 地方の意見に十分に配慮すること。
- 3 合併後の市町村の行財政運営及び市町村建設計画が着実に実施されるよう財源措置を確実に講じるとともに, 合併により規模・能力の拡大した基礎自治体に対する権限移譲が促進されるよう移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。

### 【提案の理由】

真の地方自治を実現するためには, 国と地方公共団体との役割分担を見直したうえで地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充することが不可欠であり, 地方公共団体がその役割分担にふさわしい事務事業を自己決定・自己責任のもと実施できるよう, 国から地方公共団体への更なる権限・財源の移譲を進めるとともに, 国が地方公共団体に影響を及ぼす法令を制定・改廃など行う場合において, 地方公共団体の意見を十分に反映できる仕組みが重要である。

また, 合併後の市町村が, 地域の総合的な行政主体として, 高度化する行政事務に的確に対処していくためには, 合併市町村等への財政措置をより一層確実なものとするとともに, 住民に身近な行政を自立的に担えるよう, その規模・能力に応じた権限・財源を移譲していくことが不可欠である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 実効ある地方分権の推進

- (1) 地方公共団体の権限と責任を大幅に拡充し, 基礎自治体と都道府県がそれぞれの役割分担に応じて自主的・自立的な行財政運営を行えるよう法令による必置規制や基準, 手続き上の関与などを縮小・廃止するとともに, 国から地方公共団体への権限移譲を進めていくこと。

〔具体的な提案事例：巻末別表2のとおり〕

- (2) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃, 施策の決定等に当たっては, 地

方公共団体の意見を十分に反映できるよう、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保証すること。

## 2 規制改革の推進

法令等による国の民間等に対する許認可などの規制について、その自主的な活動を促し、地方公共団体における民間開放及び住民サービス向上を促進する観点から、規制改革を一層推進すること。

## 3 市町村合併への支援

- (1) 合併を行った市町村については、合併後の行財政運営や県と市町村が実施する合併支援道路整備などの市町村建設計画事業に支障を来さないよう、合併特例債等の確実な配分、合併算定替の確実な実施、起債償還金の地方交付税措置及び合併市町村補助金の確保など、真に市町村が必要とする財源措置を引き続き確実に講じること。
- (2) 市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体が、住民に身近な行政サービスやまちづくりに密接に関連する事務事業などを自ら実施できるよう、県から基礎自治体への事務事業の移譲の制約となっている法律や制度の見直しを行うこと。  
〔具体的な提案事例：巻末別表2のとおり〕

## 2 地方拠点都市地域の整備促進

(総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

- 1 産業業務施設の要件を緩和すること。
- 2 過度集積地域の東京23区以外の地域への拡大など税制上の特別措置を拡充すること。

### 【提案の理由】

地方の自立的な成長と国土の均衡ある発展に資するため、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、都市機能の増進及び居住環境の向上を目指した地方の発展拠点となる地域として、平成5年2月以来、全国85地域が「地方拠点都市地域」に指定され、施設等整備の促進が図られている。

景気回復が続く中、企業の設備投資の増加を受け、中国地方においても、工場の新設等が増加しているものの、この法律の規定する産業業務施設（事務所、研究所）の過度集積地域から拠点地区への移転や新增設の動きはほとんどない状況である。

産業業務施設に一部工場の併設を認めるなど、要件の緩和・拡充を行うことで、各地域がこの制度を活用し、拠点地区への産業業務施設の集積を促進することができる。

### 【提案の具体的内容】

- 1 産業業務施設は、「営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所」とされているが、事務所や研究所などの管理・中枢機能のみを地方に移転する事例がないことから、事務所及び研究所に併設される工場もその対象とするなど、法令を改正すること。
- 2 過度集積地域は、「東京都の特別区の存する区域」とされているが、東京都23区に本社等を有する企業のみ限定すると対象企業数が限られることから、これを東京都特別区以外にも拡大し、他の地域から拠点地区に産業業務施設を移転又は新增設する場合も含めるなど、法令を改正すること。

### 3 高度情報化の推進

(総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，警察庁)

#### 【提案の要旨】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進を支援すること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策を充実させること。
- 4 電子自治体を推進すること。
- 5 高度道路交通システム（ITS）を整備促進すること。
- 6 ユビキタス社会を実現するため，新技術の研究開発等の諸施策を積極的に推進すること。
- 7 電気通信事業において地域格差が生じないよう適切な対策を講じること。
- 8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進を図ること。

#### 【提案の理由】

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには，世界的規模で進展するIT革命に適切に対応し，情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し，生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。国においては，「IT新改革戦略」に基づき，条件不利地域におけるインターネットの普及推進などに積極的に取り組んでいるところであるが，地理的情報格差の是正をはじめ地域情報化推進を図るため，情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

#### 【提案の具体的内容】

- 1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充  
中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため，地方公共団体が行う地域情報化への取組に対する支援措置を拡充すること。
- 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援  
情報通信格差是正のため，条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。
- 3 携帯電話不感地域の解消策の充実  
携帯電話不感地域解消の促進，事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については，市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め，地域の実情に応じて実施できるようにするとともに，移動通信用鉄塔施設整備事業の採択要件を緩和すること。また，無線システム普及支援事業の補助対象範囲の拡充など，事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

#### 4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を図るため、セキュリティ対策や人材の育成等の一層の推進に努めるとともに、「IT新改革戦略」に掲げるオンライン利用率の向上に向けて、電子申請の利用に当たり障害となっている要因を軽減するための取組の充実を図ること。

また、公的個人認証サービスについては、普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進するとともに、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、制度が定着するまでの間、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

#### 5 充実したIT Sの整備促進

地方自治体が行うIT S施設整備について、国による技術指導及び所要の財源の確保を図ること。

#### 6 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地方の研究開発・普及拠点を充実するなど、全国的な展開を促進するための施策を推進すること。

#### 7 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている通信サービスについて、IT国家の基盤として、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

#### 8 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

テレビは社会の基幹メディアであることから、国策として行われている地上テレビジョン放送のデジタル化の推進に当たっては、アナログ放送が終了する2011年までに、中山間地域等においても受信不能地域が発生することがないように、国の責任において、放送事業者等に対する必要な指導を行うことも含め、十分な対策を講じること。

また、テレビ難視聴地域におけるNHK受信用に設置している共同受信施設のデジタル放送対応については、NHKに対して改修整備計画が確実に推進されるよう適切な指導と対策を講ずること。併せて、その他の共同受信施設についても、施設改修への支援措置の拡充など、住民や自治体に過大な負担がかからないよう方策を講じること。

さらに、生活保護受給者等経済的弱者に対する受信対応策について、関係機関と連携を図りながら対応すること。その際、地方自治体に財政的・人的な負担を求めないこと。

## 4 中山間地域の存在意義の明確化及び総合対策の充実強化

(総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，  
林野庁，経済産業省，国土交通省，環境省)

### 【提案の要旨】

- 1 中山間地域の存在意義を国家ビジョンに明確に位置づけること。
- 2 国における総合的な中山間地域対策を推進すること。

### 【提案の理由】

中山間地域は，引き続き人口減少・高齢化の進展や農林水産業など地域産業の低迷により厳しい状況にある。一方，都市部において，青少年犯罪や悪質金融の問題等，従来では考えられないことが社会問題化するとともに，経済・景気情勢の地域間格差が顕著になるなど，中山間地域と都市部の双方が課題を抱えている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が，こうした課題を解決しながら，真に豊かな国家としてあり続けるためには，都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し，各地域が自らの特性を活かしつつ，健全にバランスよく発展していくことが必要である。

そのためには，自然の中に生きている「生命」，その恵を頂くことを生業とした「生産」，そして営みとしての「生活」の三つの「生」が渾然一体としてある中山間地域の存在意義を国家レベルの視点から認知し，法律や国土形成計画の中で明確に位置づけ，国民共通の価値基準を創出する必要がある。その上で，都市部と中山間地域双方の課題解決を図るため，都市部の諸課題の解決に向けて都市再生基本方針のもと関係省庁が協力して取り組んでいるのと併せ，中山間地域の活性化についても国における総合的な施策を推進することが必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 中山間地域の存在意義を明確に位置づけた国土形成計画の策定

食料の供給や水源のかん養，国土・自然環境の保全，安らぎや癒しを提供する地域としてのみならず，都市部が失ってしまった日本の伝統文化が今なお息づく中山間地域の存在意義と総合的な中山間地域対策の必要性について，本年中頃を目途に決定される予定の「全国計画」に，明確に位置づけること。

#### 2 総合的な中山間地域施策の推進

中山間地域の概念を統一し，省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに，中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

##### (1) 財政支援の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから，特性に応じた事業が実施できるよ

う、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

## (2) 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解のもと国民的な運動として進めること。

## (3) 産業振興施策の充実・強化

### 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を充実・強化すること。

### 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

## (4) 日常生活利便機能の確保

### 住民参加型の事業体の設立支援

衰退する地域商業など日常生活利便機能を維持するためには、地域住民が主体となった取組が不可欠であり、NPOや市民事業団体など、住民参加型の事業体の設立を促進するための支援措置を講じること。

## (5) 地域資源管理保全対策の充実・強化

### 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の著しい増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣により被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を確立し、実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

### 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

### 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

#### (6) 中山間地域等直接支払制度の意義・役割の堅持と財源の確保

「食料・農業・農村基本法」において、中山間地域振興の柱として導入された中山間地域等直接支払制度の意義・役割の堅持とともに、本制度の円滑な推進が図られるよう、所要の財源を確保すること。



## 5 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

(内閣府，総務省，農林水産省，国土交通省)

### 【提案の要旨】

平成21年度末が失効期限となる現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し，引き続き総合的な対策を推進すること。

### 【提案の理由】

過疎地域は，豊かな自然や歴史・文化を有する地域である。また，食料の供給，水源のかん養，国土・自然環境の保全，癒しの場の提供，地球温暖化の防止等の多面的な機能を担う国民共通の財産であり，国民の心のよりどころとなる資産として，未来の世代に引き継いでいく必要がある。

しかしながら，若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行，地域産業の衰退による地域格差の拡大，医師不足やいわゆる限界集落の増加などの新たな問題の発生により，地域の社会機能の維持が困難となる地域が拡大しつつあるので，新たな法律を制定し，引き続き，総合的な対策を講じる必要がある。

### 【提案の具体的内容】

過疎地域のもつ多様性と豊かな資源を維持・活用し都市部と相互に補完・共生する関係を構築することが，真に豊かな国土の形成につながることから，今後の過疎対策については，過疎地域の基盤整備のみではなく都市部との連携など，ハード・ソフト両面からの総合的な対策の検討を進める必要がある。

しかしながら，現行の過疎地域自立促進特別措置法は，平成21年度末に失効期限を迎えるが，その後の見通しの目途がたっていない状況である。

このため，国においては早急に新たな法律の制定に向け，全国的な規模での議論を進めるための体制を構築し，合併による市町村の広域化，国全体が人口減少・高齢化社会に突入するなかでの新たな視点からの過疎対策の在り方などの諸課題について，省庁横断的な取組により抜本的な検討を進めること。

## 6 岩国基地沖合移設の促進

(総務省，財務省，防衛省，防衛施設庁)

### 【提案の要旨】

航空機騒音など諸障害の緩和と安全性の向上を目的として，平成8年度からスタートした岩国基地沖合移設事業の促進と関連対策の一層の推進・充実を図ること。

### 【提案の理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには，基地に起因する航空機騒音等の諸問題を改善する必要がある。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 岩国基地沖合移設の促進

工事の早期完成を図るため，事業計画に沿って計画的に事業を実施すること。

また，基地用地の一部の提供区域からの除外及び基地内施設の集約・移転の促進を図ること。

#### 2 騒音その他の公害防止対策の推進

基地沖合移設の実現までには，なお相当の年月を要するため，住宅防音工事対象区域の拡大など航空機騒音等基地に起因する諸障害の改善に引き続き最大限の努力をすること。

#### 3 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について，交付資産の範囲を拡大し，固定資産税相当額を交付するとともに，国有財産価格の評価替えの期間を，固定資産課税台帳価格の評価替え期間と同様の3年ごととすること。

また，調整交付金について，所要の財源措置を図ること。

## 7 竹島の領土権の早期確立

(内閣官房，総務省，外務省，文部科学省)

### 【提案の要旨】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ，次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して，厳重なる抗議を重ねるとともに，国際司法裁判所における解決も含め，領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

日韓両国政府間で行われる排他的経済水域の境界画定交渉においても，竹島の領土権の早期確立を踏まえた交渉を進めること。

2 北方領土と同様に，国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。この組織を中心に，「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより，国が国民への啓発活動に主体的な取組を進めること。

3 学校教育において，竹島問題が積極的に扱われるよう，学習指導要領において竹島を取り上げること。

### 【提案の理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも，島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし，韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し，排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上，最近では，竹島の利用に関する新法の制定など領土権の既成事実化を図ろうとしている。

また，日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが，竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家，国民にとって基本的な問題であり，国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず，このような韓国側の度重なる動きは，我が国の国民感情を逆なでするものであり，極めて遺憾である。

また，外交交渉を進める背景として，竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに，その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

加えて，全国の小学生，中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは国民世論の喚起の上で，極めて重要であると考えている。

## 8 日本海における漁業秩序の確立

(外務省，農林水産省，水産庁，国土交通省，海上保安庁)

### 【提案の要旨】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域から，韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の操業によりわが国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともに，バイかご，アナゴ筒，ズワイガニかご漁業の違反操業を根絶すること。
- 2 日韓暫定水域における日韓による共同の資源管理体制の早期構築を図ること。
- 3 韓国漁船による違反操業や資源悪化により，わが国漁業者が被る不利益への対策を図ること。また，自ら資源回復に取り組む漁業者の経営の安定を支援すること。

### 【提案の理由】

新日韓漁業協定の締結により，日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが，韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠，操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに，違反操業も後を絶たず，我が国漁船は漁具被害，水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方，日韓暫定水域においては，韓国漁船の事実上の占拠状態が続き，我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており，我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに，資源の悪化を招いている。

### 【提案の具体的内容】

- 1 日本海における我が国排他的経済水域において，韓国はえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠，我が国漁船への操業妨害等により，わが国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じること。
- 2 排他的経済水域の境界線が画定するまでの間，両国政府の責任のもとで，日韓暫定水域の資源管理，操業ルールを確立し，日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。
- 3 我が国の領海，排他的経済水域における海上保安庁，水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。
- 4 新日韓漁業協定関連特別基金による日韓対策事業については，平成19年度末で終了予定であるが，韓国漁船等の違反操業や投棄漁具は継続して確認されているため，同事業の期間を延長するとともに，自ら資源回復に取り組む漁業者等への支援を強化すること。

## 9 国民保護のための体制整備

(内閣官房, 内閣府, 消防庁)

### 【提案の要旨】

- 1 国民保護に必要な経費については, 平時有事を問わず, 国の責任で財政的措置を行うこと。
- 2 国民保護訓練の積極的推進と, それに必要な財政的支援と技術的支援を実施すること。
- 3 国民保護について, 国民への普及啓発活動を積極的に実施すること。

### 【提案の理由】

国においては, 武力攻撃事態対処法をはじめとする有事関連法が成立し, 都道府県においても国民保護計画が完成し, 有事に備える基本的な法体制が整った。我が国が武力攻撃事態に至った場合には, 国民の理解と協力のもと, 国・地方が相互に協力して国民の保護のために対処することが肝要である。

このため, 国民保護について, 適切に対処措置が実施できるよう, 平時の取組に要する経費についても, 国が責任をもって措置することを明確にする必要がある。

また, 自然災害と違い訓練を通じてのみしか体制づくりやその検証ができないため, 訓練を通じた運用面及び組織面での体制づくりが必要である。

### 【提案の具体的内容】

#### 1 国民保護への財政支援

武力攻撃事態等は, 国家全体の問題であり, 国として必要なものは負担すべきである。このため, 地方公共団体の平時の取組(訓練, 事務, 調査, 資機材整備等)についても, 財政的な支援をすること。

#### 2 国民保護訓練の積極的推進とその支援

##### (1) 共同訓練の積極的推進

国と地方公共団体の共同訓練の積極的推進と訓練への指定(地方)行政機関及び自衛隊などの積極的参加を図ること。

##### (2) 国民保護訓練への財政的支援

地方公共団体の実施する全ての国民保護訓練について財政的支援を実施すること。

##### (3) 国民保護訓練への技術的支援

地方公共団体の訓練実施の負担を軽減するための支援と国民保護に従事する職員養成のための専門的研修を実施すること。

#### 3 国民への普及啓発

住民(外国人を含む)が自ら知っておくべき国民保護知識の啓発及び個人防護措置

について、情報を提供するなどその普及を図ること。

また、国民保護措置の実施において、住民の自発的協力は、大変重要である。特に、消防団、自主防災組織及び自治会などは主要な役割を果たすことが期待される。このため、国においてもこれら活動に対して、平素から積極的な支援を行うこと。